平成30年度

第22回和歌山市農業委員会議事録

日 時 平成31年4月10日(水曜日) 13時00分 開会

場 所 和歌山市農業委員会会議室

報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告事項	農地賃貸借契約等登録台帳からの抹消について
報告事項	農地法第18条第6項の通知について
報告事項	農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について
報告事項	農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第4条受理通知書の返納について
報告事項	農地法第4条許可指令書の返納について
報告事項	農地法第3条の規定による許可申請について(買受適格証明分)
議案第1号	都市農地の貸借の円滑化に関する法律に規定する事業計画の決定について
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第4号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第5号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について(前回保留分)
議案第6号	農用地利用集積計画について

出席委員(19名)

1番 宇治田清治2番 山本 宏一

3番 土橋 ひさ

4番 有本 太一

5番 曽根 光彦

6番 坂東 紀好

7番 吉中 雅三

8番 湯川 德弘

9番 藤井 幹雄

10番 岩橋 章

11番 和田 好夫

12番 藤井 髙

13番 廣井 伸多

14番 辻本 傑

15番 吉川 松男

16番 大河内壽一

17番 山本 茂樹

18番 谷河 績

19番 中村 弘

欠席委員(0名)

出席職員

農業委員会事務局

局長東山雅彦課長奥谷知彦副課長中川拓哉近画員東智弘事務副主任殿元輝之

農林水産課

課 長 佐々木茂彰 農政企画班長 前島 一仁 農政企画班事務副主任 上野 宏武

- ◆東山局長 それでは、定刻が参りました らの抹消について、説明いたします。 ので、第22回農業委員会総会を開催いた ◆殿元事務副主任 番外、説明します。 します。谷河会長よろしくお願いします。
- ◆会長(谷河 績) ただいまより、第2 2回農業委員会総会を開会いたします。 関する要綱に基づく案件が1件ありました。

出席委員は19名中19名で、定足数に

去る3月28日、土橋委員、岩橋委員、 山本茂樹委員によりまして現地調査並びに 確認済です。以上です。 事情聴取が行われています。

後ほど報告方よろしくお願いします。
て、ご了承いただけますか。

また、農業委員会会議規則第17条第2 項に規定する議事録署名委員は、坂東委員、 吉中委員にお願いします。

それでは報告事項より始めさせていただ きます。

報告事項 農地法第3条の3第1項の規 ◆殿元事務副主任 番外、説明します。 定による届出について説明いたします。

◆東 企画員 番外、説明いたします。

本件は、農地法第3条の3第1項の規定 た。内容は全て相続による所有権の取得で約つです。以上です。 す。また、本届出に対して受理書を交付し ておりますが、本受理書は権利の移動等のて、ご了承いただけますか。 効力を発生させるものではありません。

なお、No. 1については、議案第6号 No. 2において利用権設定を行う計画で す。以上です。

て、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

します。

13時00分 開会 報告事項 農地賃貸借契約等登録台帳か

調査の結果、農地賃貸借契約等登録台帳 の適正管理に伴う事務手続きの特例措置に

No. 1 当該地番は先代より小作を行 達しておりますので総会は成立しています。 ったことがなく、誤登載と思われるため抹 消する。なお、地主である・・・・氏にも

◆会長(谷河 績) この報告事項につい

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただけたことといた します。

報告事項 農地法第18条第6項の規定 による通知について、説明いたします。

本件は、農地法第18条第6項の賃貸借 の合意解約通知で4件ありました。

なお、No. 1は農地中間管理事業に関 による届出があったもので、7件ありまし する解約で、No. 3は利用権に関する解

◆会長(谷河 績) この報告事項につい

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただけたことといた します。

報告事項 農地法施行規則第29条第1 ◆会長(谷河 績) この報告事項につい 号の規定による届出について説明します。

◆殿元事務副主任 番外、説明します。 本件は、農地法施行規則第29条第1号 それでは、ご了承いただけたことといた に規定する農業用施設の届出が1件ありま した。

田小学校の・・・mに位置します。申請人 農型太陽光発電設備の継続申請で一時転用 は経営面積・・・㎡を有する農家です。平 であり、No. 20は和歌山市が行ってい 成26年の県道拡幅事業に伴いそれまで所 有していた農業用倉庫が収用されたため、 代わりの農業用倉庫を建築する目的から本 届出に至りました。以上です。

◆会長(谷河 績) この報告事項につい れていますか。 て、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

します。

報告事項 農地法第4条第1項の規定に よる農地転用届出について説明いたします。 この報告事項について、ご了承いただけま

◆殿元事務副主任 番外、説明します。

本件は、農地法第4条による市街化区域 内の農地転用の届出で6件ありました。平 成31年3月11日付、29日付で受理通 知書を交付しています。なお、No. 6は、 営農型太陽光発電設備の継続申請で一時転 納について説明いたします。 用です。以上です。

◆会長(谷河 績) この報告事項につい て、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

します。

報告事項 農地法第5条第1項の規定に めることができなくなったとのことです。 よる農地転用届出について説明いたします。 ◆殿元事務副主任 番外、説明します。

本件は、農地法第5条による市街化区域 内の農地転用の届出で20件ありました。 平成31年3月11日付、19日付、28

日付、29日付で受理通知書を交付してい ます。なお、No. 10、20は賃貸借権 の設定で、No. 17は使用貸借権の設定

No. 1 申請地は三田地区・・・、三 は開発許可済です。また、No. 17は営 る準用河川改修事業(前代川)に関連する 一時転用です。以上です。

- ◆19番(中村 弘) No. 1につい て、納税猶予があると思いますが、解除さ
- ◆殿元事務副主任 番外、説明します。平 成30年6月20日に解除されています。 それでは、ご了承いただけたことといた なお、転用申請の受付時には必ず納税猶予 についての確認を行っています。以上です。
 - ◆会長(谷河 績) 他にございませんか。 すか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただけたことといた します。

報告事項 農地法第4条受理通知書の返

◆殿元事務副主任 番外、説明します。

本件については、農地法第4条による市 街化区域内の農地転用の届出に係る受理通 知書の返納が1件ありました。平成29年 それでは、ご了承いただけたことといた 8月2日付で、受理通知書を交付しました が、内容や費用等の面で、当初の計画を進

> 今後計画を改めて再度申請をし直すため、 返納するものです。以上です。

◆会長(谷河 績) この報告事項につい て、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただけたことといた します。

報告事項 農地法第4条許可指令書の返 です。また、No.1、4、5、6、10 納について説明いたします。

本件については、農地法第4条による市 街化調整区域内の農地転用の許可に係る許 可指令書の返納が1件ありました。平成2 年2月28日付で、許可指令書を交付しま したが、申請人は既に別の土地に住宅を建 築しており、当該地については宅地として 利用する計画はなくなったため返納するも のです。なお、今後は農地として活用して いくとのことです。以上です。

◆会長(谷河 績) この報告事項につい て、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただけたことといた します。

報告事項 農地法第3条の規定による許 可申請について (買受適格証明分) 説明い たします。

◆殿元事務副主任 番外、説明します。

本件は、平成31年1月15日付で、農 地法第3条第1項目的の買受適格証明を発 行した分について、農地法第3条の規定に 基づく許可申請で1件ありました。なお、 本件は、平成31年1月総会にて議案とし て提出し、皆様にご審議いただいており、 3条の許可要件を全て満たすとの判断を既 に得ておりますので報告のみとさせていた だきます。以上です。

◆会長(谷河 績) この報告事項につい て、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただけたことといた します。

議案第1号 都市農地の貸借の円滑化に 関する法律に規定する事業計画の決定につ いて、提案いたします。

◆殿元事務副主任 番外、説明します。 ◆上野農林水産課事務副主任 番外、説明 させていただきます。本件は、都市農地の 貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の 規定に基づき、賃借権又は使用貸借による 権利の設定を受けようとする者から事業計 画の認定の申請があった場合は、申請に対 する可否決定について、農業委員会の決定 を経て、市が事業計画の認定を行うものと されているため、農業委員会の可否決定を お聞きするものです。

> 議案の本題に入る前に、本内容で農業委 員会様に諮らせていただくのが初めてであ ることから、制度の概要について簡単に説 明させていただきます。お手元の資料、「 都市農地の貸借がしやすくなります」と記 載されたA4縦版のカラー刷りの資料をご 覧ください。この資料に記載がない内容で すが、平成27年4月22日に都市農業振 興基本法が施行された後、平成28年5月 に都市農業振興基本計画が制定され、その 中で市街化区域内農地の位置付けが「宅地 化すべき農地」から、都市環境を形成する 上で「あるべき農地」へ転換しました。こ れを受け、この資料中◇の1つ目にあると おり、都市農地の貸借の円滑化に関する法 律が平成30年9月1日に施行され、市街 化区域内の生産緑地に限定し貸借が可能に なりました。この制度のメリットは、資料 の中程の(1)制度を利用するメリットに あるとおり、契約期間経過後に農地が返っ てくるので安心して農地を貸せることと、 相続税納税猶予を受けたままで農地を貸す ことができることです。生産緑地の農地の 貸借の手続きについては、(2)貸借の手 続にあるとおり、生産緑地の農地の借り手 (都市農業者) から事業計画を和歌山市農

林水産課にご提出いただき、農業委員会様の決定を経て、和歌山市長が事業計画を認定することにより貸借手続きが完了することになります。事業計画の認定にあたり、農業委員会様の決定を経ているため、農地法第3条に基づく農業委員会の許可は不要となっております。裏面をお願いします。(3)事業計画の認定の基準は、都市農業の機能の発揮に特に資する基準に適合する方法により都市農地において耕作を行うかどうか、周辺地域における農地の農業上の利用の確保に支障を生じるおそれがないか、農地の全てを効率的に利用するかどうか等を総合的に勘案することとなっております。制度の説明は以上となります。

議案の本題に移らせていただきます。お 手元の資料「事業計画の認定申請書」及び 「賃借権等の設定を受ける都市農地の位置 図」を併せてご覧ください。全1件の事業 計画の提出がありました。賃借権等の設定 を受ける都市農地の位置図の1ページ及び 2ページに、位置図を示しております。3 ページ及び4ページに現状の写真を示して おります。事業計画の認定申請書にあると おり、申請者は・・・番地の・・・様で、 2 賃借権等の設定を受ける都市農地にあ るとおり、・・・番地の・・・様より・・ 、・・・、・・、・・、・・番地の・ 筆合計・・・㎡を・・月・・日より・・ 年間、・・償で借り受けたいとのことです。 借り受ける土地は、全て市街化区域内にあ る生産緑地であり、平成・・年・・月・・ 日に指定を受けて以降水稲を作付するなど 農地として利用されていた土地になってお ります。生産緑地の指定期間が30年間で あることから平成で言いますと、平成・・

年までが指定期間となっております。今回 の貸借に至った理由は、・・・・から とのことです。次のページをお願いします。 3 都市農地における耕作の事業の内容と して、ハの(3)にあるとおり、申請する 都市農地において、水稲を作付し近隣へ販 売・自家消費する。また、打ち込み井戸を 設置する等水源を確保し、裏作でキャベツ ・白菜等の野菜を作付し・・・に販売する とのことです。なお、則第3条第2号の事 業にあるとおり、・・・番地については、 約・・・m^{*}を作付地として、残り・・・m^{*} を育苗する土地として活用することのこと です。育苗しない期間については、土地所 有者の・・・様が農地として活用するとの ことです。次のページをお願いします。

5-1 申請者が現に所有権並びに使用 及び収益を目的とする権利を有している農 地の利用状況につきましては・・・㎡の田 と・・・㎡の畑、合計・・・㎡の農地を所 有しており・・・㎡の田を借り受けている とのことです。これらの面積には今回の都 市農地の面積は含まれていないため、これ らの面積に今回借り受ける・・・㎡を足し、 合計・・・㎡(約・・丁)を耕作すること になります。

5-2(1)作付(予定)作物、作物別の作付面積については、表のとおりとなっており、括弧書きの数字は、全ての農地の内の都市農地の作付面積となっております。次のページをお願いします。

- (2) 大農機具にあるとおり、申請者様が 所有している農機具を記載しております。
- (3) 農作業に従事する者は、申請者様の 他、・・・が常時従事するとともに、現状 臨時雇用している・・名にさらに・・名を

追加する予定とのことです。

6 周辺地域との関係につきましては、権 利を取得する田はこれまでも水田として利 用されており、取得後も同様に水田として 利用するため、周辺の農地の農業上の利用 及び周辺の住民への生活に影響を及ぼすこ とはないとのことです。また、農薬の使用 方法については、地域の防除基準に従うと のことです。

7 地域との役割分担の状況以降につきま しては、今回の申請者様が記載する対象と なっておりませんので記載がございません。 以上の全1件について都市農地の貸借の 円滑化に関する法律第4条第3項に掲げる 第1号から第6号までの要件の全てを満た すと判断し認定を行おうとするものです。 説明は、以上です。

- ◆会長(谷河 績) 議案第1号について、 地利用集積計画No. 5と関連しています。 説明が終わりましたが、この議案について、 以上です。 何かご意見、ご質問ございませんか。
- ◆13番(廣井伸多) 別に反対という 訳ではないのですが、少し向学のために 教えていただきたいのですが、今回・・ ・・・とのことですが、この・・年契約 期間内に、もし貸人さんが亡くなった場 合は、この契約は白紙になるのか、その ・・さんの相続する方に名義が変わって 残りの年数を行くのか、その辺りどうな りますか。
- ◆上野農林水産課事務副主任 契約期間内 に貸人が亡くなった場合は、一旦契約を解 除していただき、その後に相続人、例えば ・・と借人様が継続する意思がある場合に は再度契約をしていただくことになります。 接する区域内でその規模がおおむね10h ◆会長(谷河 績) 他にご意見、ご質問 等ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございます ので、議案第1号は可決と決定しました。 議案第2号 農地法第3条の規定による 許可申請について提案いたします。

◆殿元事務副主任 番外、説明します。 本件は、農地法第3条の規定に基づく許 可申請で5件ありました。

No. 1からNo. 5については、調査 の結果、耕作等に支障がないこと、当該農 地の権利を取得しようとする者は、下限面 積要件を満たし、その取得後において全て の農地を効率的に耕作を行い、農作業に常 時従事すると認められるなど、農地法第3 条第2項各号には該当しないため、許可要 件の全てを満たしています。なお、No. 5は使用貸借権設定で、議案第6号 農用

◆会長(谷河 績) 議案第2号について、 説明が終わりましたが、この議案について、 何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございます ので、議案第2号は可決と決定しました。

議案第3号 農地法第4条第1項の規定 による許可申請に対する意見について提案 いたします。

◆殿元事務副主任 番外、説明します。 申請地の場所を示した簡易地図を議案と 共に配付していますのでご覧ください。

No. 1 申請地は、三田地区・・・、 三田小学校の・・・mに位置し市街地に近 a未満のため第2種農地に該当します。

申請者はかねてより自宅の近くに庭を造

りたいと考えており、自宅に隣接している用貸借権設定です。 自己の所有農地を転用するものです。以上 です。

◆会長(谷河 績) 議案第3号について、300m以内に鉄道の駅がある、第3種農 説明が終わりましたが、この議案について、 地に該当します。申請者は、・・・を営ん 何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございます ので、議案第3号は可決と決定しました。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定 による許可申請に対する意見について、提 案いたします。

◆殿元事務副主任 番外、説明します。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と 共に配付していますので併せてご覧くださ V)

No.1 申請地は川永地区・・・、川 永小学校の・・・mに位置し、水道及びガ ス管の埋設された道路の沿道区域で、50 0 m以内に2つ以上の教育施設等があるた め、第3種農地に該当します。

申請地北側が・・・線に面していること から交通の便が良く、永穂・北・宇田森な どの集落からも近いため、葬儀場用地とし て転用するものです。なお、賃借権設定で、 開発許可申請中です。

No. 2 申請地は川永地区・・・、川 永小学校の・・・mに位置し、おおむね1 0 h a 以上の規模の一団の農地の区域内に あるため第1種農地に該当しますが、集落 に接続される住宅その他日常生活上又は業 務上必要な施設であり、不許可の例外に該 当します。申請者は、現在・・・に居住し ておりますが、今後・・・・予定もあって 人住宅として転用するものです。なお、使

No. 3 申請地は、小倉地区・・・、 紀伊小倉駅の・・・mに位置し、おおむね でおりますが、申請地が駅や学校に近く、 居住地として最適な環境にあるため、分譲 住宅用地として転用するものです。開発許 可申請中です。

No. 4 申請地は、和佐地区・・・、 河南総合体育館から・・・mに位置し、お おむね10ha以上の規模の一団の農地の 区域内にあるため第1種農地に該当します が、集落に接続される住宅その他日常生活 上又は業務上必要な施設であり、不許可の 例外に該当します。申請者は、・・・を営 んでおりますが、事業拡大に伴い、業務に 携わる車輌等の駐車スペースの不足を補う 目的から、前面道路が広く自社の拠点から も近い申請地を露天駐車場として転用する ものです。なお、賃借権設定です。また、 平成31年2月19日に農用地除外済です。

No. 5 申請地は、安原地区・・・、 安原小学校の・・・mに位置し、市街地に 近接する区域内でその規模がおおむね10 ha未満のため第2種農地に該当します。 申請者は・・・を営んでおりますが、申請 地が既存集落内に位置し、周辺農地への影 響も少なく、交通の便も良いことから、居 住地として最適な環境にあるため、分譲住 宅用地として転用するものです。なお、開 発許可申請中です。

No. 6 申請地は、安原地区・・・、 安原小学校の・・・mに位置し、おおむね 手狭になるため、・・・に近い申請地を個 10ha以上の規模の一団の農地の区域内 にあるため第1種農地に該当しますが、集

落に接続される住宅その他日常生活上又は 業務上必要な施設であり、不許可の例外に 該当します。申請者は・・・を営んでおり ますが、土木・建築資材や、トラック・重 機などの保管場所を確保する目的から、申 請者の自宅兼事務所の目の前にある申請地 を露天資材置場として転用するものです。

No. 7 申請地は、安原地区・・・、 岡崎前駅の・・・mに位置し、おおむね3 00m以内に鉄道の駅がある、第3種農地 に該当します。申請者は・・・を営んでお りますが、申請地が駅に近く、周辺に幼稚 園や公園などがあって、居住地として最適 な環境にあるため、分譲住宅用地として転 用するものです。なお、開発許可申請中で す。

No.8 申請地は、安原地区・・・、 紀北支援学校の・・・mに位置し、おおむ ね10ha以上の規模の一団の農地の区域 内にあるため第1種農地に該当しますが、 集落に接続される住宅その他日常生活上又 は業務上必要な施設であり、不許可の例外 に該当します。申請者は・・・を営んでお りますが、運送用トラック等の駐車スペー スの不足を補う目的から、自社拠点の北側 に隣接しており、土地を一体化して効率的 に利用できる申請地を露天駐車場として転 用するものです。

山東駅の・・・mに位置し、おおむね30 0m以内に鉄道の駅がある、第3種農地に 該当します。申請者は、・・・を営んでお りますが、過去に建築した農業用倉庫・・ 棟とこれから新築する農業用倉庫・・棟の 計・・棟について申請地を転用するもので す。なお、使用貸借権設定です。

No. 10 申請地は、東山東地区・・ ・、山東駅の・・・mに位置し、おおむね 300m以内に鉄道の駅がある、第3種農 地に該当します。申請者は、・・・に居 住しておりますが、・・・もいて手狭であ ることから、・・・に近い申請地を個人住 宅として転用するものです。なお、使用貸 借権設定で、開発許可申請中です。

なお、No. 5、6、8につきましては、 山本茂樹委員、土橋委員、岩橋委員と現地 調査並びに事情聴取を行っておりますので、 担当の委員から報告があります。以上です。 ◆会長(谷河 績) No. 5につきまし て、現地調査並びに事情聴取を行っていま すので山本茂樹委員さん報告願います。

◆17番(山本茂樹) 報告いたします。 去る3月28日、岩橋委員、土橋委員、 及び事務局と共に現地調査並びに事情聴取 を行いました。申請地は安原小学校より・ ・・mのところにあり、10ha未満の一 団の農地区域内にあり、第2種農地にあた ります。地目は・・で面積は・・・m²です。 申請目的は所有権移転及び分譲住宅用地へ の転用です。申請者は・・・に事務所を置 く・・・・、設立年月日は平成・・年・・ 月・・日、資本金・・・円、従業員数・・ 人、年間売上額は・・・円で、主な事業は ・・・です。申請理由は分譲住宅地の需要 No. 9 申請地は、東山東地区・・・、 が多く、適地を探していたところ既存集落 内にあり周辺農地への影響も少なく、学校 も近くにあり交通の便もよいことから分譲 住宅地に最適な場所であると判断し申請に 至ったとのことです。分譲予定は・・戸、 分譲地の完成予定日は約・・か月後で、工 事費用は・・・とのことです。西側の・・ から・・mの進入路を付けるために西側水

路に橋を架けること及び排水についても地 元の井戸東池水利組合の同意を得ていると のことです。特に問題はないと思いますが 皆さんの慎重審議をお願いいたします。以 上です。

◆会長(谷河 績) ありがとうございま の地で営業をしているので、隣人、隣地の した。続きまして、No.6につきまして、 人との人間関係作りが重要であると念押し 現地調査並びに事情聴取を行っていますの しました。このことを十分理解してくれて で土橋委員さん報告願います。 いると感じました。特に問題はないと思い

◆3番(土橋ひさ) 報告いたします。

去る3月28日、現地調査並びに事情聴取を行いました。申請地は市立安原小学校の・・・mのところにあります。申請者は・・・、資本金・・・円、従業員数・・人の小さな会社で、平成・・年に営業を開始し、平成・・年に法人化しています。年間売上額は・・・伊で、主な事業は・・・で、・・・を請負っています。今回の申請理由ですが、申請者は現在、会社から数百m離れた知人の資材置場の一部を賃借して使用していますが狭く、移動の手間や防犯対策からも目の届く場所に資材置場を持つことが安定した経営に欠かせないと考

えていました。一方、譲渡人は相続した申

請地を荒らしてしまう前に何とか利活用し

たいと考えていたところ、申請人を紹介さ

れました。申請地は譲受人の会社のすぐ近く、・・・mにあり、とても近くで便利で

あるとのことで申請に至りました。進入路

は盛土を行ない、そこへ砕石をし、その後

アスファルトで設置するとのことです。資材置場には資材の他に土砂や瓦礫、重機、トラックを置いたり従業員の駐車場として利用するとのことです。排水については自然浸透でU字溝を設置し、北側の既設水路へ放流するとのことですが、資材置場です

ので大きな問題はないと考えます。資金計画は・・・とのことです。完成予定については、自分の会社のことであることから、業務のすきま作業で整備して行きたいとのことでした。申請人はこの地で暮らし、この地で営業をしているので、隣人、隣地の人との人間関係作りが重要であると念押ししました。このことを十分理解してくれていると感じました。特に問題はないと思いますが皆さんの慎重審議をお願いいたします。以上です。

- ◆会長(谷河 績) ありがとうございました。続きまして、No.8につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っていますので岩橋委員さん報告願います。
- ◆10番(岩橋 章) 報告いたします。 去る3月28日、土橋委員、山本茂樹委 員と共に現地調査並びに事情聴取を実施し ました。申請地は・・・で面積は・・・㎡、 転用目的は露天駐車場とのことです。転用 実行者は・・・・、平成・・年・・月・・ 日に設立され、資本金・・・・円、従業員 数・・人、年間売上額は・・・円で、・・ ・・を主な業種とする法人です。転用申請 に至った理由は現在トラックを約・・・台 保有しており、本社のある・・・地区や・ ・・地区、・・・地区に駐車場を持ってい ますが、なお不足していることから他の場 所を借りている状態だそうです。申請地は 現在使用している駐車場に隣接しており、 駐車場を確保すると共に土地の利便性を上 げたいとのことです。排水については周り にU字溝を設置し、北側の用水路へ放流す るとのことで土地改良区の同意を得ている とのことです。また、隣接農地所有者の方 の同意も得ています。事業資金は・・・・

です。以上、当許可申請に特に問題は見当 たらないと思われますが皆様方の慎重なご 審議をよろしくお願いいたします。以上で す。

◆会長(谷河 績) ありがとうございま した。議案第4号について説明、報告が終 わりましたが、この議案について、何かご 意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございます ので、議案第4号は可決と決定しました。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定 による許可申請に対する意見について(前 回保留分)、提案いたします。

◆殿元事務副主任 番外、説明します。

3月総会にて申請地上にゴミや土砂等が 多量に投棄されていたために保留となった 案件になります。申請地は、東山東地区・ ・・、四季の郷公園の・・・mに位置し、 市街地に近接する区域内でその規模がおお むね10ha未満のため第2種農地に該当 します。申請者は・・・を営んでおります が、土木資材や重機を保管するための資材 置場として転用するものです。以上です。

- ◆会長(谷河 績) 議案第5号について 説明が終わりましたが、この議案について 何かご意見、ご質問ございませんか。
- ◆16番(大河内壽一) 現状について 事務局から説明をお願いします。
- ◆清瀧副課長 番外、説明します。

現地の状況について、前回保留に至っ た経緯の中で、当申請地に置かれている 土砂、ゴミ等を撤去した場合については 許可しますよと、それに時間がかかるな らば取り下げてくださいということで、

で行い、・・年以内に完成したいとのこと 私の方から行政書士の方に取下げ指導を いたしました。そうしたところ相手方か ら、あと1か月待っていただければ全て 取りますので取下げではなくあと1か月 保留にしてくださいとのお願いを受けて おります。これに伴い現地を確認したと ころ、当初かなり置いてあった雑多なゴ ミ、家電製品や金属片といったものは、 殆どない状態で、あとは奥の部分に土の 山が一山残っている状態でした。見る限 り順調に進めばあと1か月で全て取って しまえる可能性もあるかと思いますが、 皆様の慎重なご審議をよろしくお願いし ます。

- ◆会長(谷河 績) 事務局の説明どおり、 もう一度保留にして1か月待つと、進捗具 合を見て決定するということでよろしいで しょうか。
- ◆9番(藤井幹雄) 基本的にそれで止 むを得ないと思いますが、前回現地を見せ ていただいて、計画図とかなり乖離してい たと、ほぼ平坦であるはずが現地はそうで はなかった。少なくとも審議する際には、 あくまでも申請内容と実態がどうであるか というところがこちらが判断する際の重要 な根拠になると思うので。次の時には、ぜ ひそこのところをきちんと確認して可否を 判断すればよいのではと考えます。
- ◆会長(谷河 績) いつ頃までに取れる のか、どこまで取るのかの計画を行政書士 に提出させてください。できますか。
- ◆清瀧副課長 はい。あと1か月様子を 見て、その時点で先ほどご意見のありま したように、計画とあまりにも乖離があ れば、これは話しにならないということ で話を進めていけばと思います。

よろしいでしょうか。もう一度保留という 3、No. 27が2年、No. 1、No. ことで決定してよろしいでしょうか。

「異議なし、との声。」

とで決定しました。

て、提案いたします。

No. 7を先議とさせていただきます。 吉中委員一時退席お願いします。

No. 7について説明いたします。

本件は農業経営基盤強化促進法第18条 ◆8番(湯川徳弘) No. 5について、 第1項の規定による農用地利用集積計画に 借手の経営面積が0㎡とのことですが、こ 基づく利用権の設定です。使用貸借権で、 期間は3年、地目は田、面積は1,361 m²です。以上です。

について説明が終わりましたが、この議案 について何かご意見ご質問ございませんか。 ございます。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございます ので、議案第6号No. 7は可決と決定し ました。

- ◆会長(谷河 績) 引き続き、議案第6 号No. 7を除いて説明をお願いします。 決と決定しました。
- ◆中川班長 番外、議案第6号No. 7以 外について説明いたします。本件は、農業 経営基盤強化促進法第18条第1項の規定 による農用地利用集積計画に基づく利用権

No. 23のみ賃借権の設定で、その他 は使用貸借権の設定です。期間はNo. 6、 No. 11、No. 12の一部、No. 2 2からNo. 24、No. 28が1年、N うに決定しました。

◆会長(谷河 績) 議案第5号はこれで o.5、No.9、No.10、No.1 4、No. 8、No. 12の一部、No. 14, No. 17, No. 18, No. 2 ご意見、ご質問がないようでございます 1が3年、No. 2、No. 3、No. 1 ので、議案第5号はもう一度保留というこ 5、No. 16、No. 19、No. 20、 No. 25、No. 26が5年です。面積 議案第6号 農用地利用集積計画につい は田が50,503㎡、畑が763㎡、計 51, 266㎡でした。以上です。

- ◆会長(谷河 績) 議案第6号No.7 以外について説明が終わりましたが、この ◆中川班長 番外、先議のため議案第6号 議案について、何かご意見、ご質問ござい ませんか。
 - の方は全く農業をされていない方ですか。
 - ◆中川班長 番外、説明します。
- ・・・さんについては、紀の川市でたく ◆会長(谷河 績) 議案第6号No. 7 さん耕作しており、経営もされております。 また和歌山市でも農地の貸し借りの実績が
 - ◆会長(谷河 績) 湯川委員、よろしい でしょうか。他に何かございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございます ので、議案第6号No. 7以外について可

ただいま、議案等が議決されましたが、 その条項、字句、数字、その他整理を要す るものについては、その整理を議長に委任 されたいと思います。なお、この運用につ の設定で新規の契約が27件ございました。 いては今年度行いたいと思いますが、これ にご異議ありませんか。

「異議なし、との声。」

それでは、異議なしとのことで、そのよ

議案については以上です。 その他、何かございませんか。 「なし、との声。」 それでは、ご質問がないようでご

それでは、ご質問がないようでございますので第22回総会を閉会いたします。長時間どうもありがとうございました。

14時01分 閉会

和歌山市農業委員会会長

和歌山市農業委員会委員

和歌山市農業委員会委員